答弁第一七四号

内閣衆質一八九第一七四号

平成二十七年四月七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議 長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連本部ビルの転売に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連本部ビルの転売に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、 個別の取引に関する事項であることから、答弁を差し控えたいが、 例えば、 金融機

関について、外国から本邦へ向けた送金により収受した財産が犯罪による収益である疑いがある等と認め

られる場合においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第八条第

一項の規定に基づく届出義務が課されている。

二及び五について

政府としては、 朝鮮総聯の各種動向について、重大な関心を持って情報収集を行っているところである

が、 その個別具体的な内容については、 これを明らかにすることにより、 今後の情報収集活動に支障を及

ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

三について

お尋ねについては、 個別具体的な債権回収に関わる事柄であり、株式会社整理回収機構 (以下「整理回

収機構」という。)における今後の債権回収業務に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控え

_.

たいが、 者である等、 る知見やノウハウを活用しながら、債権回収に必要な事実を収集するとともに、法令にのっとり適切に対 せよ、整理回収機構及び預金保険機構においては、今後とも引き続き、付与された権能や債権回収に関す う。)から法令にのっとった債権回収を行うためには、 一般に、 両者が事実上一体であること等の事実を立証することが必要であると考えている。 特定の債務者に対する債権に関し、 当該特定の債務者以外の者 別個の者名義の資産の帰属主体が当該特定の債務 (以下「別個の者」とい いずれに

四について 等の実態把握に努め、あらゆる回収手段を排除することなく検討し、法令にのっとり厳正な債権回収に努 後とも引き続き、預金保険機構と連携して、 業務に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたいが、政府としては、 応していくものと考えている。 お尋ねについては、 指導してまいりたい。 個別具体的な債権回収に関わる事柄であり、 朝鮮総聯に対して返済交渉を行うとともに、 整理回収機構における今後の債権回収 整理回収機構が、 朝鮮総聯の資産 今

めるよう、